消費者啓発参考情報「くらしの１１０番」トラブル情報

**お金がもらえると思ったら、支払わされた！？**

**「高額当選」「支援金がもらえる」というメッセージに注意！**

|  |
| --- |
| 【事例１】　無料のメッセージアプリを通じて「１千万円が当選した」とメッセージが送られてきた。入金には手数料が要ると言われ、コンビニで購入したプリペイド型電子マネーの番号を撮影し、その画像と振込用の銀行口座をメッセージで返信した。その後も次々と請求され、約５０万円を支払った。「もう支払えない」と伝えると、民事訴訟を起こすと脅された。相手のことは名前しか分からない。【事例２】　スマホに「あなたは生活支援施策の支援金５億円の支給対象となりました」というＳＭＳが届いた。政府機関が関係しているようなことが書いてあり、「手続きについて」としてＵＲＬが載っている。本当だろうか。 |

　メールやＳＭＳ、ＳＮＳ、メッセージアプリ等に「〇億円が当選した」「支援金がもらえます」など、お金がもらえるというメッセージが届き、送信してきた相手に連絡を取ったところ「送金のための手数料」などと称してプリペイド型電子マネーで支払いを求められた、ＵＲＬをクリックしたらクレジットカード入力画面になったという相談が多く寄せられています。

　度重なる請求に対して支払いをしても、結局お金はもらえません。また、相手の事はインターネット上の情報しか知らず、どこの誰に返金を求めればよいのか分からない、連絡が途絶えて返金してもらえないといったことになります。

【消費者へのアドバイス】

1. 高額な金銭を得られるというようなメッセージが届いても返信や連絡をしない、ＵＲＬをクリックしないようにしましょう。
2. 事例のようにプリペイド型電子マネーでの支払いを求められたら、だまし取られる恐れがあるので警戒しましょう。相手に伝えた電子マネーの情報（電子マネーを利用する際に入力する数字列やかな文字列など）をすぐに使用された場合、電子マネーを取り戻すことは困難です。
3. メールやＳＭＳ、ＳＮＳ、アプリのブロック機能やフィルター機能などを利用し、不審なメッセージが送られてこないように十分気をつけましょう。

　困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

　消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

（くらしの110番　2023年7月）